

1 出入口とは

本取扱い基準の中で出入口とは、屋外と屋内を隔てる出入口を指し、屋外階段にあつては、当該階段と屋外の通路を隔てる部分を指す。

- 例) (1) 避難階に屋外避難階段の格子扉がある場合、その扉
(2) 屋外避難階段に扉が無い場合、階段の1段目
(3) エントランスの前にポーチ等がある場合、ポーチ等と屋内を隔てる扉

2 主要な出入口とは

都安条上、主要な出入口に該当する部分は以下のとおりとする。

- (1) 通常利用される通行上主要な出入口
(2) 直通階段や避難階段の避難上主要な出入口

階段の出入口にあつては、直通階段や避難階段が複数ある場合、その全てに対して適用される（図1-※A参照）。1の階段に出入口が2以上ある場合、そのうち1以上を主要な出入口とする（図1-※B参照）。

3 道路に面していると判断する条件

以下の条件が満たされない場合には、都安条に基づく幅員が求められる。

- (1) 主要な出入口から道路まで、見通しが効く幅75cmの経路が確保されていること。
(2) 見通しが効く経路上に、腰壁、植栽や避難梯子の降下位置等通行を阻害するものがないこと。ただし、屋外避難階段にあつては、当該階段の出入口に扉を設けていない場合、防犯上やむなく設置する縦格子状の扉を1枚まで除く（中央区取扱い基準「屋外避難階段の取扱い」3及び「敷地内通路の取扱い」3-(1)参照）。

4 避難上主要な出入口からの経路の条件

令第128条による敷地内通路と同一の経路であること。

- 例) (1) 屋外避難階段の避難上主要な出入口からの避難経路は、令第128条による敷地内通路と同じ経路をとることとなるため、屋内経由とすることはできない。
(2) 道路まで、幅75cmの見通しは確保されているが、令第128条による敷地内通路が見通し経路と同じ経路で道路に達していない場合、主要な出入口が道路に面していないと扱われ、都安条による幅員が求められる。（図2-※C参照）

図1 主要な出入口が道路に面すると判断する例

- ・階段の1段目が主要な出入口とみなされる例（※A）
- ・1つの階段に対して出入口が複数ある場合の主要な出入口の適用例（※B）

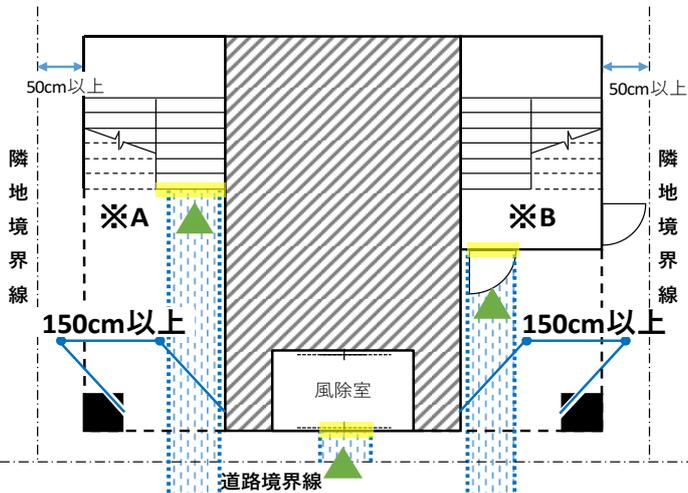
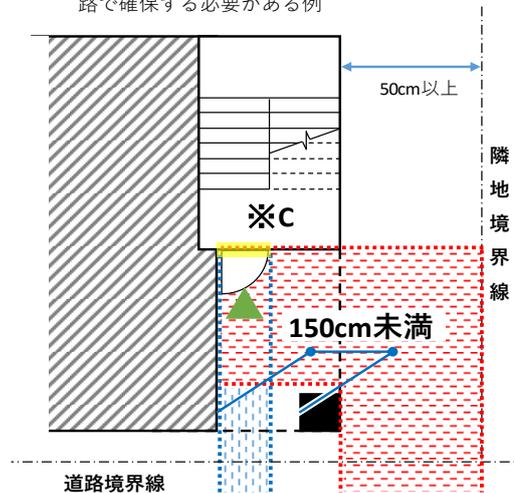


図2 主要な出入口が道路に面していないと判断する例

主要な出入口が道路に向かって設置されているが、令第128条による避難経路と同一経路で確保する必要がある例



解説

通行上及び避難上の安全確保を目的とした規定である。そのため、通行上主要な出入口と避難上主要な出入口のそれぞれについて規定に適合することを求めている。主要な出入口から出た際に、避難者が正面に道路を視認でき、かつ、通行できる場合は、避難上の支障が無いものとし、道路に面するものとして扱う。

直通階段が2以上ある場合は、それぞれの階段に対して主要な出入口を1以上設けるものとする。なお、階段の踏面の幅や扉の位置の調整等による出入口の作為的な調整は、避難上支障になる恐れがあるため認めない。

避難上の安全確保の観点から、法等で求められる避難経路と避難上主要な出入口からの経路は、同一の経路を確保することを求めている。

参考文献

- ※1 改定三十六版 東京都建築安全条例とその解説 P.108
- ※2 建築物の防火避難規定の解説2023 P.99